

令和5年度第2回契約監視委員会議事録

1. 日時・開催方式: 令和5年12月20日 10:00~12:00 於東京事務所 (Web 会議とのハイブリッド形式)

2. 出席者:

委員 鈴木 一夫 (藤光・鈴木法律事務所 弁護士)
委員 辻 純一郎 (J&T 治験塾 塾長、公益財団法人昭和大学医学・医療振興財団評議員)
委員 加藤 暢一 (加藤公認会計士事務所 公認会計士
国立大学法人東北大学経済学研究科会計大学院 教授)
委員 鈴木 裕子 (国立研究開発法人理化学研究所 監事)
委員 渡辺 その子 (国立研究開発法人理化学研究所 監事)

3. 説明者等:

筑波事業所 研究支援部 小西部長
同 経理課 菅沼課長、下笠調査役
横浜事業所 研究支援部 大庭部長
同 契約課 駒井課長 薄葉副主任
BDR 推進室 中山室長代理
BDR クライオ電子顕微鏡維持管理・共用促進チーム 関根チームリーダー
播磨事業所 生越事業所長
研究支援部 契約課 大塚課長 岸本副主任 藤岡主査
放射光科学研究センター 物理・化学系ビームライン基盤グループ 矢橋グループディレクター
契約業務部 星野部長 中村次長
同 契約第1課 今井課長 水村調査役 佐川副主任 高橋副主任
同 契約第2課 小泉主査
創発物性科学研究センター
強相関物質研究グループ 田口グループディレクター 吉川上級技師
物質評価支援チーム 橋爪チームリーダー

法務・コンプライアンス本部 姜本部長
事務局 監査室 馬淵室長 池本調査役 木村調査役 日紫喜主査 松尾室員

4. 議事の概要:

(1) 会議開催について

前回(令和5年度第1回)と同様に、対面とWebのハイブリッド形式による委員会を開催した。

(2) 前回議事概要の確認について

事前に委員に確認いただいた前回議事概要を承認した。

(3) 昨年度(令和4年度)分個別点検契約のフォローアップについて

令和4年度に締結した契約のうち、個別点検を行った契約のフォローアップを行った。

今回点検する物品の購入契約と類似する案件が点検されている。比較対照することによって、契約時の問題点を探すこととする。

(4) 令和5年度第1四半期締結契約の点検について(リスト点検)

当期契約全 1,336 件について、事前に配布した資料を確認し、俯瞰的視点から見解を述べた。

例)実験動物の調達について、競争性を高めるため、実験動物を扱う事業所(筑波、和光、横浜)による共同発注の可能性について

- 1)研究者としては、データ重視の観点から、系統に拘るので、共同調達は難しい。
- 2)和光と横浜では、系統が違うので各々の系統について割引してもらっている。
- 3)そのような特殊な事情をきちんと説明できるようにしておく。
- 4)一細胞の解析機器などについても、研究者が機器への知識を深めて横の情報収集ができるようにしておくことが望ましい。

(5)令和5年度第1四半期締結契約の点検について(個別点検)

当期契約全 1,336 件から委員が選定した計5件の契約について、資料にもとづき各契約担当者から説明を受けた後、質疑応答を行った。

(件数内訳:和光2件、筑波1件、横浜1件、播磨1件)

(契約種別内訳:一般競争入札4件(物品4件)、競争性のない随意契約1件(物品1件))

今回は、契約の各々について、予算措置票、個別点検票の項目をベースに、仕様書、契約書の内容、予定価格の立て方等について質疑応答を行い、競争性、透明性、契約価格の妥当性の確保がなされているか検討した。各事業所ともにできる限りの取組み・検証を行っているものの、次のような点の指摘・確認等があった。

- 1)仕様書を作成する際に特定の物品のカatalogを丸写しするようなことは官製談合を疑われる原因にもなるので、慎むべき。仕様書の練度を上げる努力を怠らないで欲しい。
- 2)説明責任を果たすことが前提で随意契約に付した方が望ましいケースは多い。
そのためにも、競合他社の製品の内容を吟味することは重要である。
特に、値引きにおいては、それが正当に行われていることの説明責任は大きい。
- 3)一者でも多く入札できるよう、競争参加者への周知は怠らないこと。
- 4)契約監視委員会で得たコメントは、契約担当者会議で共有されている。他にも、入社時のオリエンテーション、e-learning,および研究者への研修等を通じて、契約業務のアップグレードを図っている。

(6)報告事項

1)会計検査院第5局による会計検査結果報告について

監査室調査役より説明があった。会計検査院第5局により、検査テーマ『独立行政法人等改革に基づく業務運営の効率化等の状況について』に関して、独立行政法人横断で会計検査が行われ、理研も検査対象として受検したものである。

固定電話回線に係る調達契約の方式について、会計実地検査が実施され、検査結果には指摘事項があった。契約方式の検討に必要な固定電話回線の利用状況等を把握し、特に現状の回線を維持する必要があるものを除いて競争に付することとし、関係部署への周知徹底を図る旨回答文書を発出している。世の中の情勢に合わせて契約の形態を変えていくことは必要。それによって従来の契約の見直しを図るための情報共有と周知の重要性を確認した。

(7)その他

次回、令和5年度第3回委員会は、2024年3月27日、10:00~12:00東京連絡事務所にて開催の予定。

5. 議事の詳細

令和5年度第1四半期締結の契約点検(個別点検)に係る討議事項

(1) 令和5年度第1四半期締結の契約点検(個別点検)の内訳

1) 一般競争入札4件

①物品契約(事例①、②、④、⑤)

2) 競争性のない随意契約1件

①物品契約(事例③)

(2) 個々の事例の点検結果の詳細

以下に個別契約の点検時における説明者と委員のやり取りを記す。

事例① 電子回折統合プラットフォーム

【委員からの質問と契約担当部署説明内容】

1) (委員)説明の際には、要求元の情報をもっと詳しく紹介すること。例)どの予算で、どういう理由で等

(委員)SPring8 でしかできなかったことが、この機器を使ってできるようになった。機器の小型化・コンパクト化は評価できる。

2) (委員)本品のカタログに書いてあるのと同等のスペックの製品は他にどこから購入できるか。

(説明者)(株)リガクと日本電子(株)。類似品として、スイス製の製品があるが、電子線のビームが弱い。

(委員)(株)リガクと日本電子(株)の2者から見積もりは取らなかったのか。

(説明者)取ったが、2社とも同一価格だった。

3) (委員)予定価格算定表に記載してある0.04%の値引きの根拠の確認。この数字は他のケースでも使うか。

(説明者)使う。

(委員)本ケースでは、1回目の入札が不調に終わっている。今回入札した以外の会社は始めから購入の意思がなかったのでは。

(委員)十万円程度値引きしてもらったからと言って、節約したとか、努力したということにはならない。随契割引の方が良かったのでは。

4) (委員)入札時のアンケートについて、アンケートを出さない会社もあるか。

(説明者)ある。

5) (委員)今回の製品購入に際して、厳格な仕様でないとダメだったのか。

(説明者)手持ちの実験結果から判断した。

(委員)やはり、一般競争する意味があったかどうか疑問が残る。

【委員会の講評】

特定の製品の購入を意図して他社が参入できない仕様にしていたと言わざるを得ない。形骸化した入札を行うのであれば随意契約にすることを考えていただきたい。

事例② 超電導マグネット付き無冷媒希釈冷凍機システム

【委員からの質問と契約担当部署説明内容】

1) (委員)納入期間とスペック(仕様)の関係について。

(説明者)納入期間の問題ではない。スペック(仕様)の問題。

(委員)磁器シールドがポイントか。

(説明者)その通り。

2) (委員)最初から当該製品を買うつもりだったのではないかと推察するが、競合他社のものについても、もっと調べておいてもよかったのでは。

3) (委員)事例①のケースのように、予定価格を算出する際に、10%割引からさらに0.04%割引しなかった理由は何か。

(説明者)0.04%の割引は義務ではない。

4) (委員)業者からの聴き取りと辞退について質問する。クライオスタートの仕様について、細かすぎないか。

(説明者)どうしてもこれでないといけないという条件を盛り込んだ。

(委員)性能にこだわりつつ、コンパクトな書き方にはできないか。

(説明者)必要最小限を書いた積りであったが、コンパクトな書き方は工夫できる。

(委員)どの会社かわかるような書き方は望ましくない。

(委員)仕様書の練度を上げる努力をすること。

(委員)特定の会社の仕様書の丸写しは好ましくない。自治体によっては、官製談合と看做される場合もある。

【委員会の講評】

特定の製品の購入を推していたものと評価せざるを得ない。予定価格算出にあたり、予定価格から0.04%を最後に引いた例があるが、本件では行っていない。どういう場合に引くのか、理由が未だ判然としない。入札が形骸化したものにならないように配慮いただきたい。

事例③実験用マウス Jcl 系統

【委員からの質問と契約担当部署説明内容】

1) (委員)会社によって、提供できるマウスの系統に差異はあるか。

(説明者)ある。資料の随意契約理由書を参照。

(委員)本随意契約によって、値引きも正当に行われていることの説明も必要だと思われる。

2) (委員)一者だけが、特定の系統のマウスを独占的に販売することは問題か。

(説明者)マウスの系統によって販売のすみわけがされているので問題ない。

【委員会の講評】

必要な努力はなされているものとする。入手先が限定されている中でも今後も努力していただきたい。

事例④クライオ電子顕微鏡サンプル固定用治具（単価契約）

【委員からの質問と契約担当部署説明内容】

1) (委員)個別点検票の公告周知方法の改善および想定できる競争参加者への周知についての取組に関する書き方は明確でわかりやすい。個々のような書き方は望ましいと思う。

2) (委員)池田理化が値引きをした理由を説明してほしい。

(説明者)自社への納入価格もほぼ定価ということなので、基本的には値引きの対象とはできないということであるが、営業努力で端数程度の値引きを行った。

【委員会の講評】

応札した3社が事前に提出した資料では、価格が完全に一致していたにもかかわらず、実際の入札においては1社だけ僅かに金額を下げている。値引きができないと想定される取引であっても、価格が下がる可能性があることが分かる事例であり、今後も複数の入札を得られるよう努力していただきたい。

事例⑤卓上操作電子顕微鏡(エネルギー分散型元素分析装置付き)

【委員からの質問と契約担当部署説明内容】

1)(委員)何を見るために必要だったのか。どこが仕様のポイントか。

(説明者)エネルギー分散型元素分析装置付きのものは、各メーカーによって仕様が違う。JC7000をベースに、他者のものも比較・精査した。

2)(委員)資料の仕様書は、カタログの転記か。

(説明者)その通り

(委員)もう少し工夫が必要。

3)(委員)参加可能な業者への聴き取りについて確認したい。

(説明者)日本電子に聞き取りをした上で、類似品を検討した。

4)(委員)一般競争入札にした理由は何か。

(説明者)完全に競争性を確保するところまでには至らないと判断したため。

(委員)類似品の性能調査をもっと丁寧に行ったうえで、随意契約をするという手もあったのではないか。

(説明者)貴重な意見として参考にしたい。

【委員会の講評】

カタログを転記した仕様書の記載は、特定の業者の製品を調達する意図であったことが明らかである。形骸化した入札を実施するのであれば、求める仕様を満たす製品がないことを調査の上で随意契約にすることも検討していただきたい。

個別点検案件一欄

事例番号	連番等(「」内は件名)	個別点検抽出理由	新規／更新	応札者数	入札回数
①	契約業務部 契約第1課 一般競争:物品(和光1) 「電子回折統合プラットフォーム」 株式会社リガク	・予定価格の妥当性、仕様書記載の適正さ(必要以上の記載がないかどうか)について。	新規	1	2
②	契約業務部 契約第1課 一般競争:物品(和光4) 「超電導マグネット付き無冷媒希釈冷凍機システム」 オックスフォード・インストゥルメンツ株式会社	・予定価格の妥当性、仕様書記載の適正さ(必要以上の記載がないかどうか)について。	新規	1	1
③	筑波事業所 研究支援部 経理課 競争性のない随契:物品(筑波 64) 「実験用マウス Jcl 系統」 日本クレア株式会社	・随意契約に至る詳細な説明を聞きたい。	新規	-	-

④	横浜事業所 研究支援部 契約課 一般競争:役務(横浜 46) 「クライオ電子顕微鏡サンプル固定用治具 (単価契約)」 株式会社池田理化	・複数入札あるも、100%に近い。落札率の事由等を知りたい。	新規	3	1
⑤	播磨事業所 研究支援部 契約課 一般競争:物品(播磨5) 「卓上操作電子顕微鏡(エネルギー分散型 元素分析装置付き)」 日本電子株式会社	・予定価格と契約額が同額。電子顕微鏡メーカーは数者あるが、日本電子になった理由を知りたい。	新規	1	3

以上